



## 撤資(撤退による出資金の払戻し)または減資に関するキャピタルゲイン課税について

### このアラートで検討している法規

- 国家税務総局による企業所得税に係る若干の問題についての公告, 国家税務総局公告, 2011年第34号(以下、「34号公告」と略称する), 国家税務総局2011年6月9日公布, 2011年7月1日から施行

### 背景

国家税務総局は、2011年6月9日に34号公告を公布し、企業の撤資または減資に係る企業所得税の処理等の一連の問題について処理を明確にした。投資者が得る収入は、一般的に3つに分けることができる。すなわち、投資回収、配当所得及び投資資産の譲渡所得(キャピタルゲイン)である。この3つの収入に対する企業所得税の処理はそれぞれ異なる。34号公告は2011年7月1日から施行される。

34号公告における撤資又は減資に係る企業所得税の処理条項の主な内容及びKPMG中国のそれに対する検討内容は以下の通りである。

### 1. 企業の撤資又は減資に係る企業所得税の処理

投資企業が被投資企業から撤退またはその投資を減少させる時、投資企業が得る対価は以下の3つに分類される。

- 最初の出資に相当する部分については、投資回収(出資の回収)として認識する。
- 被投資企業の未処分利益累計と利益積立金累計の部分については、減少する実際払込資本金比率に応じて計算される部分を配当所得として認識する。
- その他の部分については、投資資産の譲渡所得、即ち、財産収益(キャピタルゲイン)として認識する。金額がマイナスとなった場合には、財産損失として認識する。

## 2. 34号公告で規定している「投資者」は、居住企業を指しているか、それとも非居住企業が、または両者とも含まれているか？

34号公告ではこの点について明確にしていない。34号公告で規定している基本原則は居住、非居住の投資者に同様に適用される可能性がある。実務上、この点については事前に地方主管税務機関に確認すべきである。

## 3. 上述の規定が中国居住の投資者に適用される場合の税務処理

34号公告では、問題1で言及した投資者が得る収入を構成している各部分に対する企業所得税の処理について規定していない。但し、「企業所得税法」の一般原則によれば、投資者が居住企業に該当する場合、その3部分の収入に対する企業所得税の処理は以下の通りである。

- 投資回収: 最初の出資に対応する部分は税前控除(損金認定)できるため、当該部分は投資者の課税所得とはされない。
- 配当所得: 「企業所得税法」第26条第2項の規定によれば、中国居住企業が他の居住企業から得た配当収入は非課税収入とされる。従って、この部分の収入も投資者の課税所得とはされない。
- 財産収益: 「企業所得税法实施条例」第16条の規定によれば、当該部分は投資者の課税所得に計上しなければならない。なお、財産損失が生じた場合には、投資者の課税所得から控除できる(損金認定される)。

## 4. 上述の規定が中国非居住の投資者に適用される場合の税務処理

同様に、34号公告は中国非居住の投資者が得た3部分の収入に対する企業所得税の処理についても規定していない。但し、「企業所得税法」の一般原則によれば、投資者が非居住企業の場合、3部分の収入に対する企業所得税の処理は以下の通りである。

- 投資回収: 国税函[2009]698号文件第3条の規定によれば、最初の出資に対応する部分については源泉所得税を計算する際に控除できると規定されている。したがって、当該部分は、投資者の課税所得とはされない。
- 配当所得: 「企業所得税法实施条例」第6条では、非居住企業はその居住企業から得た配当所得について源泉所得税を納付しなければならないと規定している。従って、この部分の所得は、投資者の課税所得となる。なお、一部の租税条約においては、一定の条件を満たした場合、源泉所得税率が低減できると規定している。
- 財産収益: 「企業所得税法实施条例」第6条の規定によれば、当該部分は投資者の課税所得に計上しなければならない。一部の租税条約においては、一定の条件を満たした場合、持分譲渡所得に係る源泉所得税は免除されると規定している。

但し、上述の租税条約の優遇待遇が投資者の持分譲渡以外の撤資または減資により得た財産収益に適用されるかどうかについて、現段階においては明確になっていない。また、もう一つ明確にしてほしいのは、財税[2009]59号文に規定されている繰延納税の優遇待遇が投資者の持分譲渡以外の撤資または減資により得た財産収益に適用されるかどうかの問題である。

財産損失が生じた場合については、現在、「企業所得税法」の中では中国非居住の投資者がその中国の財産収益を計算する際に関連する財産損失との相殺を認める関連規定はないと、我々は認識している。

我々は、附件1において居住者と非居住の投資者に上述の規定を適用する場合の税務上の影響について要約しているので参考にされたし。

## 5. 撤資または減資時における、被投資者企業の投資者に帰属する資本積立金に係る処理

34号公告は、資本積立金の処理について特に言及していない。実務においては、資本積立金に係る企業所得税の処理はその積立金の性質によって異なる。例えば、

その積立金が投資者の登録資本金以上の払込によって生じた場合(例えば、持分プレミアム)、考えられる処理としては、この部分の積立金を「最初の出資」と見なし、投資回収として処理する方法である。しかし、その積立金が被投資者の偶発的所得から生じた場合、その投資者の撤資または減資に係る財産収益または配当所得とみなされる可能性がある。

#### 6. 34号公告中の規定と清算に係る企業所得税に関する規定との関係

34号公告の規定は清算に係る企業所得税に関する規定と非常に近似している。「企業所得税法实施条例」第11条と財税[2009]60号文件の規定によれば、投資者は清算において被投資会社から得た残余財産も問題1で前述した3部分に分類される。

#### 7. 34号公告中の規定と持分譲渡に係る企業所得税に関する規定との関係

この両者の主な相違としては、持分譲渡に関する規定によれば、持分譲渡に係る課税所得の計算において持分譲渡価額から未処分利益累計と利益積立金累計を控除してはならないとしている点である。この規定は居住投資者にも非居住投資者にも適用される。

上述の持分譲渡と撤資または減資に係る税務処理との相違は租税の中立性に影響を与える可能性があり、タックスプランニングを行う余地を与えたと言える。

例えば、ある居住投資者はその所持している被投資企業の持分を他人に譲渡する必要がある場合、当該投資者はその被投資会社から投資撤回又は減資を受け、もう一方(譲受人)による新たな資本の拠出を行うような選択ができる。ここで持分譲渡の方式を採用せず、投資撤回又は減資を採用したのは、このように処理すれば、当該投資者が獲得した一部分の収益が配当所得として処理され、企業所得税の納付が免除されるからである。

他方、もしある非居住企業が租税条約の下で財産収益に係る源泉所得税の免除待遇を享受できる場合、その非居住企業は投資撤回または減資ではなく、持分譲渡の方式を採用するであろう。何故なら当該非居住企業は、持分譲渡方式を選択すれば、財産収益の免除待遇を享受できるが、投資撤回または減資方式を選択すれば、その一部分の収益が配当所得として処理され、企業所得税を納付しなければならないからである。(しかし実務上、非居住企業が関係する政府部門から投資撤回または減資の認可を取得するのが極めて困難である。)

税務機関が投資撤回または減資と持分譲渡について意図的に企業所得税上において異なる処理を認めたのかどうかについては現在明確になっていない。また、ここでは、「企業所得税法」における一般的な租税回避防止条項の影響も考慮しなければならない。したがって、我々は、投資者がその投資活動について重要な決断を行う前に、これらの問題について主管税務機関に確認すべきである。

#### 8. 34号公告が中外合作経営企業の外国側合作者による合作期間満了前の投資の先行回収において適用されるかどうか？

これは比較的に特殊な投資撤回または減資行為であるため、34号公告が適用されるかどうかについてはまだ明確になっていない。したがって我々は企業がこの問題についてその税務顧問と検討することを薦める。

#### 9. 被投資企業の欠損が投資者に与える税務的影響

34号公告では、被投資企業に発生した欠損について、被投資企業は規定にしたがって繰越し填補するが、投資企業はその投資原価を減額してはならず、また投資損失も認識してはならないと規定している。

### KPMG 中国の所見

外貨管理上の制限と処分可能所得に対する厳格な制限の結果、中国国内の外商投資企業においては、資金滞留の状況が発生しており、投資撤回または減資の話題が多くの外国投資者に注目されるようになった。実務においては、関係する政府

部門から投資撤回または減資の許可を得るのが依然として極めて困難であるが、いくつかの成功事例もある。企業が所属する地域、申請のタイミング及びその政府部門との関係が、最終的に許可を得ることができるかどうかに対して影響を与える。

34号公告は、ある程度、投資者の投資撤回または減資行為に関する企業所得税の処理について明確に規定した。但し、上述の議論から分かるように、多くの問題はまたこれから明確にしなければならない。したがって、企業によっては、資本投資に対して重要な決断を行う前における、専門機構からのアドバイスの入手と税務機関とのコミュニケーションが非常に重要になるであろう。

#### 附件1: 34号公告の下で投資者の投資撤回または減資による企業所得税への影響の可能性

投資撤回または減資により取得した資産の分類	居住投資者	非居住投資者
投資回収	課税所得に計上されない (注1)	課税所得に計上されない (注1)
配当所得	課税所得に計上されない (注2)	課税所得に計上される (注3)
財産収益	課税所得に計上される	課税所得に計上される (注4)

注:

1. 投資原価は損金計上できるからである。
2. 居住企業が他の居住企業へ支払った配当は一定の条件を満たした場合には、企業所得税が免除される。
3. 一部の租税条約の下では、関連する条件を満たせば、源泉所得税率の低減を享受できる。
4. 一部の租税条約の下では、関連する条件を満たせば、財産収益の免除を享受できる。

# Contact us

## **Khoonming Ho**

Partner in Charge, Tax  
China and Hong Kong SAR  
Tel. +86 (10) 8508 7082  
khoonming.ho@kpmg.com

## **Beijing/Shenyang**

### **David Ling**

Partner in Charge, Tax  
Northern China  
Tel. +86 (10) 8508 7083  
david.ling@kpmg.com

## **Qingdao**

### **Vincent Pang**

Tel. +86 (532) 8907 1728  
vincent.pang@kpmg.com

## **Shanghai/Nanjing**

### **Lewis Lu**

Partner in Charge, Tax  
Central China  
Tel. +86 (21) 2212 3421  
lewis.lu@kpmg.com

## **Hangzhou**

### **Martin Ng**

Tel. +86 (571) 2803 8081  
martin.ng@kpmg.com

## **Chengdu**

### **Anthony Chau**

Tel. +86 (28) 8673 3916  
anthony.chau@kpmg.com

## **Guangzhou**

### **Lilly Li**

Tel. +86 (20) 3813 8999  
lilly.li@kpmg.com

## **Fuzhou/Xiamen**

### **Jean Jin Li**

Tel. +86 (592) 2150 888  
jean.j.li@kpmg.com

## **Shenzhen**

### **Eileen Sun**

Partner in Charge, Tax  
Southern China  
Tel. +86 (755) 2547 1188  
eileen.gh.sun@kpmg.com

## **Hong Kong**

### **Karmen Yeung**

Tel. +852 2143 8753  
karmen.yeung@kpmg.com

## **Northern China**

### **David Ling**

Partner in Charge, Tax  
Northern China  
Tel. +86 (10) 8508 7083  
david.ling@kpmg.com

## **Vaughn Barber**

Tel. +86 (10) 8508 7071  
vaughn.barber@kpmg.com

## **Roger Di**

Tel. +86 (10) 8508 7512  
roger.di@kpmg.com

## **John Gu**

Tel. +86 (10) 8508 7095  
john.gu@kpmg.com

## **Jonathan Jia**

Tel. +86 (10) 8508 7517  
jonathan.jia@kpmg.com

## **Paul Ma**

Tel. +86 (10) 8508 7076  
paul.ma@kpmg.com

## **Vincent Pang**

Tel. +86 (10) 8508 7516  
+86 (532) 8907 1728  
vincent.pang@kpmg.com

## **Michael Wong**

Tel. +86 (10) 8508 7085  
michael.wong@kpmg.com

## **Irene Yan**

Tel. +86 (10) 8508 7508  
irene.yan@kpmg.com

## **Tracy Zhang**

Tel. +86 (10) 8508 7509  
tracy.h.zhang@kpmg.com

## **Abe Zhao**

Tel. +86 (10) 8508 7096  
abe.zhao@kpmg.com

## **Catherine Zhao**

Tel. +86 (10) 8508 7515  
catherine.zhao@kpmg.com

## **Central China**

### **Lewis Lu**

Partner in Charge, Tax  
Central China  
Tel. +86 (21) 2212 3421  
lewis.lu@kpmg.com

## **Anthony Chau**

Tel. +86 (21) 2212 3206  
+86 (28) 8673 3916  
anthony.chau@kpmg.com

## **Cheng Chi**

Tel. +86 (21) 2212 3433  
cheng.chi@kpmg.com

## **Dawn Foo**

Tel. +86 (21) 2212 3412  
dawn.foo@kpmg.com

## **Chris Ho**

Tel. +86 (21) 2212 3406  
chris.ho@kpmg.com

## **Sunny Leung**

Tel. +86 (21) 2212 3488  
sunny.leung@kpmg.com

## **Martin Ng**

Tel. +86 (21) 2212 2881  
+86 (571) 2803 8081  
martin.ng@kpmg.com

## **Yasuhiko Otani**

Tel. +86 (21) 2212 3360  
yasuhiko.otani@kpmg.com

## **Jennifer Weng**

Tel. +86 (21) 2212 3431  
jennifer.weng@kpmg.com

## **Lachlan Wolfers**

Tel. +86 (21) 2212 3515  
lachlan.wolfers@kpmg.com

## **Grace Xie**

Tel. +86 (21) 2212 3422  
grace.xie@kpmg.com

## **Zichong Xu**

Tel. +86 (21) 2212 3404  
zichong.xu@kpmg.com

## **William Zhang**

Tel. +86 (21) 2212 3415  
william.zhang@kpmg.com

## **David Huang**

Tel. +86 (21) 2212 3605  
david.huang@kpmg.com

## **Amy Rao**

Tel. +86 (21) 2212 3208  
amy.rao@kpmg.com

## **Leonard Zhang**

Tel. +86 (21) 2212 3350  
leonard.zhang@kpmg.com

## **Southern China**

### **Eileen Sun**

Partner in Charge, Tax  
Southern China  
Tel. +86 (755) 2547 1188  
eileen.gh.sun@kpmg.com

## **Jean Jin Li**

Tel. +86 (755) 2547 1128  
+86 (592) 2150 888  
jean.j.li@kpmg.com

## **Jean Ngan Li**

Tel. +86 (755) 2547 1198  
jean.li@kpmg.com

## **Lilly Li**

Tel. +86 (20) 3813 8999  
lilly.li@kpmg.com

## **Kelly Liao**

Tel. +86 (20) 3813 8668  
kelly.liao@kpmg.com

## **Angie Ho**

Tel. +86 (755) 2547 1276  
angie.ho@kpmg.com

## **Hong Kong**

### **Ayesha M. Lau**

Partner in Charge, Tax  
Hong Kong SAR  
Tel. +852 2826 7165  
ayasha.lau@kpmg.com

## **Chris Abbiss**

Tel. +852 2826 7226  
chris.abbiss@kpmg.com

## **Darren Bowdern**

Tel. +852 2826 7166  
darren.bowdern@kpmg.com

## **Alex Capri**

Tel. +852 2826 7223  
alex.capri@kpmg.com

## **Barbara Forrest**

Tel. +852 2978 8941  
barbara.forrest@kpmg.com

## **Ken Harvey**

Tel. +852 2685 7806  
ken.harvey@kpmg.com

## **Nigel Hobler**

Tel. +852 2143 8784  
nigel.hobler@kpmg.com

## **Charles Kinsley**

Tel. +852 2826 8070  
charles.kinsley@kpmg.com

## **John Kondos**

Tel. +852 2685 7457  
john.kondos@kpmg.com

## **Curtis Ng**

Tel. +852 2143 8709  
curtis.ng@kpmg.com

## **Kari Pahlman**

Tel. +852 2143 8777  
kari.pahlman@kpmg.com

## **John Timpany**

Tel. +852 2143 8790  
john.timpany@kpmg.com

## **Jennifer Wong**

Tel. +852 2978 8288  
jennifer.wong@kpmg.com

## **Christopher Xing**

Tel. +852 2978 8965  
christopher.xing@kpmg.com

## **Karmen Yeung**

Tel. +852 2143 8753  
karmen.yeung@kpmg.com

[kpmg.com/cn](http://kpmg.com/cn)

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2011 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. © 2011 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.